

平成 31 年度浪速区役所ホームページバナー広告募集要項

1 媒体の概要

- (1) 浪速区役所ホームページ トップページ (URL: <http://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/>)
(トップページ以外の各ページも広告掲載可能。詳しくは、お問い合わせください。)
- (2) アクセス件数 月間約 5,300 件 (平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の平均)
※参考データであり、アクセス件数の保証ではありません。
- (3) レイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合があります。ご了承ください。
- (4) バナー広告の掲載位置については、指定できません。また、同一ページに同一の広告主による、同内容の広告を複数掲出することはできません。

2 広告の規格等

- (1) サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- (2) ファイル形式 J P E G、P N G、G I F (アニメ可)
- (3) データ容量 4KB (キロバイト) 程度
- (4) 設置位置・枠数等 トップページ最下部付近 最大 12 枠程度
- (5) 掲載期間
1 か月単位 平成 31 (2019) 年 5 月 1 日～平成 32 (2020) 年 3 月 31 日
- (6) 広告を掲載する期間は、暦月の 1 か月単位を基本とします。(月単位の延長可)
- (7) 更新は、原則として掲載期間の初日の午前中に行います。
- (8) メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

3 掲載料金

1 か月単位 1 枠あたり 月額 5,000 円 (税込※ 8%)

※新消費税率の取扱いについて

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、新消費税率である 10%が適用されます。ホームページバナー広告の掲載料金は、9 月までの消費税率は 8%、10 月以降の消費税率は 10%となります。

- 4 申込期間 広告掲載希望月の前月 10 日 (閉庁日のときは、翌開庁日) までに、お申込みください。

5 申込方法

- (1) 浪速区役所ホームページバナー広告掲載申込書に、必要事項を記入・押印のうえ、広告原稿案を添えて、浪速区役所総務課 (企画調整) へお申し込みください。
- (2) 先着順で掲載します。

- 6 広告掲載の決定 大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会において、広告原稿案の審査を行

い、掲載の可否の決定を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求めることがあります。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 掲載が決定した広告の原稿については、指定期日までに、浪速区役所総務課（企画調整）あて、掲出データを提出してください。
- (2) 広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

8 広告掲載料

広告掲載料は、大阪市が発行する納入通知書により、当区が指定する期日までに、お納めください。

9 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めたとき

10 その他

- (1) 掲載内容については、消費者関係法をはじめとする関係法令並びに、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市浪速区役所広告媒体への広告掲載要領」及び「大阪市浪速区役所ホームページバナー広告表現ガイドライン」等に適合し、かつ、区のホームページの品格を損なわないものとしてください。
- (2) 掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、浪速区役所と協議してください。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ、浪速区役所と広告主双方協議のうえ定めます。

11 申込み・問合せ先

大阪市浪速区役所 総務課（企画調整）

所在地：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

TEL：06-6647-9683 FAX：06-6631-9999

メールアドレス：naniwa-bosyu@city.osaka.lg.jp